十八条第六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第二十六条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（第四条第一項において「技術者試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であって、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日の二週間後から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2　（略）

（手数料の納付）

第四条　（略）

2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第二十六条第三項で準用する法第八条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　（略）

附　則

この告示は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

十八条第六号の規則第三十七条第一項別表に掲げる試験の科目に応じ情報処理に関して必要な知識及び技能を有する者として経済産業大臣が定める者は、情報処理システムに係る業務並びに情報処理システムの開発及び活用に関する共通的知識を修得するための講座（以下「講座」という。）のうち経済産業大臣（独立行政法人情報処理推進機構（以下この項及び第四条において「機構」という。）が情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。第四条第二項において「法」という。）第二十九条第二項の規定により基本情報技術者試験の実施に関する事務（第四条第一項において「技術者試験事務」という。）を行う場合にあっては機構。以下同じ。）の認定を受けたもの（以下「認定講座」という。）を受講した者であって、当該認定講座を修了した旨の認定（以下「修了認定」という。）を受けた者（第七条による報告があった日の二週間後から起算して一年以内に基本情報技術者試験を受ける場合に限る。）とする。

2　（略）

（手数料の納付）

第四条　（略）

2　前項の手数料は、国に納付する場合にあっては第二条の申請書に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、機構に納付する場合にあっては法第二十九条第三項で準用する法第十一条に基づき認可を受けた技術者試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3　（略）

官庁報告

国家試験

保健師国家試験の施行

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第112回保健師国家試験を次のとおり施行する。

令和７年８月１日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験期日　令和８年２月13日（金曜日）

2　試験地　北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論

4　受験資格

(1)　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）において１年以上保健師になるのに必要な学科を修めた者（令和８年３月13日（金曜日）までに修業する見込みの者を含む。）

(2)　文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した保健師養成所（以下「指定養成所」という。）を卒業した者（令和８年３月13日（金曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

(3)　保健師助産師看護師法第２条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(4)　保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第78号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成22年４月１日）現に改正法による改正前の保健師助産師看護師法（以下「旧法」という。）第19条第１号に該当する者

(5)　改正法の施行の日（平成22年４月１日）前に旧法第19条第１号に規定する学校に在学し、施行日以後に同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に同号に規定する学校に入学し、当該学校において６月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者を除く。）

5　受験手続

(1)　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

(ｱ)　受験願書　保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第２号様式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

(ｲ)　写真　出願前６月以内に脱帽して正面から撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している指定学校若しくは指定養成所又は保健師国家試験運営本部事務所若しくは保健師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

(ｳ)　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の(1)、(2)、(4)又は(5)に該当する者が提出する書類

(ｱ)　次に掲げる書類のいずれか一つ

①　看護師国家試験の合格証書の写し

（保健師国家試験運営本部事務所又は保健師国家試験運営臨時事務所に合格証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は合格証明書